

第1回延岡市農業委員会会議録

(令和2年7月28日)

1. 開催日時 令和2年7月28日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4		5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16		17		18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 2 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権）
 議案第 4 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 5 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 6 号 空き家に附属した農地の指定について

- 報告第 1 号 農地法第4条の届出について
 報告第 2 号 農地法第5条の届出について
 報告第 3 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 4 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 1 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	甲 斐 啓 二	農政係長	竹 内 祐 子
主任主事	永 友 孝 生	主 事	永 倉 由 貴	嘱託職員	中 田 慎 弓
総合農政課 主任主事	市 來 幸 司	北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一
北川産業建設課 副総括主任	茂 世津代				

8. 会議の概要

議長	<p>それでは、ただ今から第1回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは事務局より報告致します。</p> <p>本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。また、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを併せて報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番、井本みつよ委員と、委員番号 19 番、佐藤純子委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 1 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定についてから議案第 6 号 空き家に附属した農地の指定についてまで、議案 6 件、報告案件 4 件、また、本日、協議案件が 1 件追加となっております。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>なお、委員会終了後、宮崎県スタンバイ農地事業につきまして、宮崎県農業振興公社の方から研修をして頂く予定となっておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条使用貸借権の設定について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 15 番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
菊池委員	<p>皆さんおはようございます。委員番号 15 番の菊池です。整理番号 1 番の説明を致します。</p> <p>農地の所在は北方町で、畑 8 筆の 4,335 m²、田 8 筆の 4,736 m²、合計 9,071 m²です。貸人は北方町在住の方で、借人も北方町在住の方です。この二人は親子関係で、申請理由としては後継者に経営移譲ということです。</p> <p>7 月 26 日に、甲斐正太郎推進委員と借人立ち合いの下、現地調査を行いました。地域との調和要件については別に問題ありませんでした。この案件は過去に契約した使用貸借の再設定です。借人は農業に対する意欲、経験とも十分であります。特に問題はないと思われますので、審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号 2 番から 8 番まで、委員番号 10 番、安藤重徳委員より説明をお願い致します。</p>
安藤委員	<p>委員番号 10 番の安藤です。</p> <p>整理番号 2 番から 5 番については、いずれも所在は北川町。借人は北川町在住の 50 代の方で、シキミの栽培を行なっているそうです。7 月 25 日に私と甲斐信良推進委員と借人の 3 名で現地調査を行いました。この土地は特に位置が低い位置にありまして、増水すればすぐに水没するところです。ここ数年は、ほとんど耕作されていない耕作放棄地になったところでしたが、新規就農という形で台湾産のマコモダケを栽培することになったそうです。</p> <p>引き続き、6 番から 8 番について説明致します。農地は同じく北川町。面積は 10,128 m²、貸人はいずれも北川町在住、借人も北川町在住です。ここも非常に低いところに位置していて、そこに新規就農という形で 40 代の方が作付けすることになったそうです。現在は飲食店を経営し、この店で無農薬食品の提供をして、皆さんに食べて頂きたいということで頑張っております。整理番号 2 番から 5 番と同じく、7 月 25 日に三人で現地調査を行なっております。</p> <p>借人お二人の話を聞かせて頂きました。非常に条件の悪い田、畑がある訳ですが、そこに新しい作物を見つけてきて、農業をやろうという若い人が出て来たことが、非</p>

議 長	<p>常に嬉しくなりました。頑張ってくれるのではないかと考えております。</p> <p>この土地は両方とも、地区の区長さんを中心とした人達が、この土地をどうにかしないといけないということで頑張って実現したような形ですので、地域との調和要件、営農に支障を来す様なことは特に無いと判断しております。皆様方のご審議、よろしくお願い致します。</p>
事 務 局	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p> <p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページから8ページをご覧ください。</p> <p>調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
原田委員	<p>ただ今、整理番号2番から5番について、安藤委員から説明があったのですが、気になったのは、条件が悪く水没するという事です。</p> <p>台湾産の作物であり、地元も協力するという事です、簡単に水没するという条件でも営農は大丈夫ですか。</p>
安藤委員	<p>台湾産ではありますが、日本に自生している種より大きな作物で、水に浸かろうが無くなることはないくらい、強い作物です。当地区は非常に条件が悪いということで、県の普及所の方が作物を見つけてくれて、改良して頂いた経緯があります。実際に4,000㎡くらいに作付けしていますが、すくすくと育てております。</p> <p>もともと水が上がる様な川の中に育つ作物でもありますので、9月から10月くらいになったら収穫できると思っております。</p>
原田委員	<p>反対することは何も無いのですが、ゴソは問題にならないのでしょうか。</p>
安藤委員	<p>土木事務所も非常に力を入れてくれて、申請地にゴソが入らない様、水の方向性を変えてくれたりしております。今までのようにゴソは入ってこないのではないかと期待しています。</p>
原田委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしということですので、採決に入らせて頂きます。第1号議案について承認される方の挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第2号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号1番につきまして、委員番号15番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	委員番号15番、菊池です。整理番号1番について説明致します。所在は北方町。田1筆272㎡です。譲渡人、譲受人とも北方町在住の方です。理由としては農地の有効利用です。 7月26日に甲斐正太郎推進委員と譲受人立ち合いの下、現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。この土地は数年前から耕作がなされていない土地で、譲受人が整備して、田として利用したいということでした。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分にありまして、特に問題ないと思われまして、ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の9ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで全て問題ありませんでした。 また、第7号につきましては、ただ今、菊池委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分を提案致します。提案内容について事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明致します。議案書は8ページになります。 農地の譲渡人や譲受人、農地の所在につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。 譲受人は、北浦町で水稻を中心に農業経営をされており、今回、所有権移転をする農地に隣接して譲受人が所有している農地があり、効率的な農作業が可能となります。譲り受ける農地については、田として利用する計画であり、計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をお願い致します。

議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい。原田委員、どうぞ。</p>
原田委員	<p>大体6反に対して170万円という対価ですが、1反30万円という理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>この水田4筆については、区画が扇型の土地もありますが、ほ場整備は完了しています。対価については単純に割りますと、25万から30万となります。</p>
原田委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号1番について、委員番号15番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>
菊池委員	<p>委員番号15番菊池です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北方町で、畑1筆の150㎡です。申請人は北方町在住の方で、申請理由として駐車場となっております。</p> <p>7月22日、私、甲斐正太郎推進委員、事務局、申請人の立ち合いの下、調査を行いました。排水等も問題なく周辺の農地には特に問題ないと判断しました。また追認ということで始末書も出ております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号8番、大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p>
大戸委員	<p>委員番号8番大戸です。整理番号2番について説明致します。所在は北浦町。畑1筆の221㎡です。申請人は北浦町在住の方で、住居と駐車場にするということで今回の申請になりました。</p> <p>7月22日に申請人の代理人の方と、県の方、事務局、星川委員、小野推進委員と私とで現地調査を行いました。現地は家と道に囲まれており、他の農地への影響は無く、特に問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>最後に、整理番号3番について、委員番号2番、井本みつよ委員より説明をお願い致します。</p>

井本委員	<p>委員番号2番、井本です。整理番号3番についてご説明致します。所在は北川町、田1筆、3,902㎡です。申請人は北川町在住の方です。</p> <p>7月22日に申請人、矢野委員、赤木推進委員、私、事務局、県、支所の担当者、土木事務所の方々、総勢10名で現地調査を行いました。現地は三方を山に囲まれ、車道から3、4m下の谷底に田が有る様な所でした。</p> <p>現在、北川水域では河川の河床掘削工事が行われており、その建設発生土を利用しての嵩上げとなっております。工期は令和2年9月1日から令和3年8月31日までの1ケ年計画です。現地は車道から向かって左側に小さな谷があり、排水もU字溝を整備して谷川に排水する計画です。少し面積は狭くなりますが、田と畑に分けて使用するそうです。</p> <p>ここは青地のため転用は出来ませんので、嵩上げの後に農地として利用することとなります。申請人には、工事完成後、矢野委員と私とで再調査に行くことをお伝えしました。周辺には民家等も無く何ら問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局より農地区分につきましてご説明致します。整理番号1番及び2番につきましては、第2種農地となっております。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>なお、整理番号1番及び2番とも、既に駐車場や一般住宅として整備されておりますが、追認申請による始末書等も添付されており、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされ、営農上、周辺農地への影響は無いと判断し許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番については、農振農用地の青地となっております。農振農用地内の転用につきましては、原則不許可となっておりますが、一時転用ということで原状回復を条件に許可相当となっております。</p> <p>また、農振法の意見と致しまして、一時転用であるため支障なしの意見を頂いておりますが、原状回復にあたりましては、排水機能を整備するなど農地の機能を維持する様、指導することとしております。</p> <p>なお、本案につきましては、公共工事の建設発生土により施工する計画であり、転用の実効性や都市計画法、道路法及び土砂条例に基づく協議が行われておまして、計画については支障なしとの判断がなされており、許可相当と判断しております。</p> <p>今回の一時転用につきましては、転用面積が3,902㎡と3,000㎡を越えていますので、本日の農業委員会での意見を受けまして、8月に開催予定の宮崎県常設審議委員会に提案し、意見を聴取することとなります。</p> <p>以上、ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい。原田委員。</p>
原田委員	<p>3番の考え方を事務局にお尋ねしたいのですが、一時転用して原状回復という話がありました。北川の公共工事の建設発生土で嵩上げして、畑にするという計画ですが、これはやはり一時転用なのでしょうか。</p>

事務局	<p>一時転用の考え方ですが、転用に伴い農地を3カ月以上使えない状態になれば一時転用という扱いになります。なお、2～3週間程の期間で盛土して畑にするようなものは農地改良として扱っております。</p> <p>今回の案件については、3カ月以上農地が使えなくなるということで、一時転用での申請となっております。具体的に申しますと、昨年案件ですが、水道工事をする場合に資材置き場として、水田の一部を4カ月程借りた案件もありましたが、これも一時転用という扱いになっています。</p> <p>農地を一時的に農地でない状態にする。3カ月以上長期にわたる、という場合は一時転用となり、必ず元の農地の状態に戻すということが条件になります。</p>
原田委員	<p>意味は分かりましたが、公共機関が入って、公共工事の建設発生土で嵩上げして、畑にする、水路も整備するので転用申請ということではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>この案件は許可後、盛土して畑に戻し、農地として利用しますので一時転用の扱いとなります。</p>
原田委員	<p>最初から転用申請ではいけないのですね。</p>
事務局	<p>転用は農地でない状態にすることになります。今回の申請につきましては、青地の農地ですので、転用は出来ず、あくまでも田畑に戻すという計画ですので、一時転用となります。</p>
原田委員	<p>分かりました。</p>
事務局	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、ただいま原田委員から出された意見につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第5号、農地法第5条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号1番について、委員番号19番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。</p>
佐藤委員	<p>委員番号19番、佐藤です。整理番号1番についてご説明致します。所在地は小峯町、地目は田、地積は387㎡です。譲渡人は小峰町の方、譲受人は浜砂在住の方です。職業は自営業となっておりますが、水道関係の仕事をしていて、理由は資材置き場として使いたいということで申請となっております。</p> <p>7月22日に譲受人の代理人と県から1人、事務局から2人、私と黒田推進委員の6名で現地調査を行いました。現地は広域農道の小峯トンネルの手前あたりのところです。この土地の周りは田になっていますが、もうずっと私が現地調査をしている間は埋め立てており、背丈ほどのカヤもある放棄地となっております。</p> <p>地目は田になっていますが、奥の方に用水が流れています。埋め立てているので、用水から高さがあり、斜面となっている土地でした。こちらの土地は資材置き場ということになっておりますので、この草を切って資材を置くということで、建物は建てられないということと、この用水に物が落下しない様に気を付けるということで、話しておきました。</p>

議 長	<p>皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>整理番号2番について、牧野博文委員より説明をして頂く予定でしたが、牧野委員は欠席しておりますので、立ち会いをされた甲斐秀雄推進委員から説明をお願いします。</p>
甲斐委員	<p>推進委員10番の甲斐です。整理番号2番についてご説明致します。</p> <p>所在は小野町、地目は畑、地積は182㎡です。譲渡人は宮崎市在住の方で、譲受人は小野町の方です。理由は駐車場にしたいということで、7月22日に県の方、申請人と私と牧野委員で現地の調査に行きました。</p> <p>譲受人は清掃業の自営業で、今回の申請地は、隣接地が譲受人の事業所となっており、駐車場として必要であるということです。境界もはっきりとしており、特に周辺農地への影響も無いと判断しております。皆様方のご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>最後に整理番号3番について、木村俊一推進委員より説明をお願いします。</p> <p>整理番号3番についてご説明致します。所在地は北方町、畑2筆で合わせて30.12㎡です。譲渡人2人とも北方町在住の方、譲受人も北方町在住の方です。</p> <p>7月22日に県の方と事務局2名の方、花畑委員と私、立会人の譲受人の計6名で現地調査を行いました。譲受人の土地を通らなければ隣接地の栗畑に行くことができない土地です。農地の通路への転用として、今回調査をしましたが、地域との調和要件に何ら問題ないと思います。皆様方のご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
木 村 推進委員	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号1番から3番まで全て第2種農地となっています。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされ、営農上、周辺農地への影響は無いと判断し、転用の実行性及び資力、転用の計画内容につきましてでも妥当であり許可相当と判断致しました。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
事 務 局	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第6号 空き家に附属した農地の指定について提案致します。</p> <p>この空き家に附属した農地の指定につきましては、今年5月1日から施行された「延岡市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」に基づき、農地の指定について提案されたものです。</p> <p>申請された農地につきましては、本定例委員会で審議し、議決された後空き家に附属した農地として指定した告示を行うものでございます。</p> <p>それでは整理番号1番について、事務局の方から説明をお願い致します。</p>

事務局	<p>はい。議案第6号 空き家に附属した農地の指定、整理番号1番についてご説明致します。所在は北方町上崎地区の畑、2筆です。1,001㎡、それから276㎡で、この土地の所有者は宮崎市在住の方です。今回、空き家に附属した農地の別断面積取扱基準に基づく初めての申請ということになります。</p> <p>空き家に附属した農地につきましては、まず地権者からの申請で、その空き家とそのまわりの農地について委員会で指定をさせて頂き、その指定許可が下りた後に、空き家と農地をセットで買われる方に、農地法3条で農地取得を行うという流れになっていきます。</p> <p>本件は、最初の指定の部分の議案になります。これにつきましては、お配りをしております、「空き家に附属した農地の別断面積取扱基準 一部抜粋」を見て頂きますと、第4条で「空き家に附属した農地の指定」という部分が書かれております。</p> <p>第1項第1号でまず土地1筆を単位として指定するという事。</p> <p>第2項第2号で次の農地については指定することができないとあります。</p> <p>第1号、市街化区域の農地から第8号の現況が山林化するなど非農地状態のものまで、指定することが出来ないと決めております。</p> <p>第5条で指定の申請ということで今回挙がってきている分になりますが、次の書類を委員会に提出しなければならないということで、空き家に附属した農地指定申請書、住宅バンク登録確認書等の書類を委員会に申請されております。</p> <p>それを受けまして、農地の指定という議案を上程させて頂いております。</p> <p>まず農地の所在は北方町上崎で、取扱基準4条の指定することができない農地には該当しないということになっております。</p> <p>7月16日に局長、私と担当者、花畑委員で現地調査をしました。次のページを見て頂きたいのですが、斜線で塗っているところが空き家に附属した農地として指定の申請をされているところです。農振の白地で、傾斜はあるものの、畑として活用が出来ると判断したところです。</p> <p>今回初めてのケースですが、この別断面積取扱基準の4条に照らして、支障ないと判断しているところです。以上、ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。ここで審議に移りたいと思います。ご質問、ご意見のある方はお願い致します。</p> <p>はい。原田委員。</p>
原田委員	<p>空き家に附属する農地の取得の要件の中に、自治会組織に加入という要件がありましたよね。その辺はうまくやって欲しいと思います。</p>
事務局	<p>今、原田委員が言われましたとおり、別断面積取扱基準第8条若しくは第9条あたりに書かれているのですが、第8条で農地を取得する許可の条件として、自治会組織に加入し、地域コミュニティ活動に協力することという、少し厳しい条件が入っておりますので、それにつきましては私共当然、今度申請があがってくる段階で、そういう指導をしていくという形で対応していきたいと考えております。</p>
議長	<p>他、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決に入らせて頂きますが、承認されます方の挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	はい。ありがとうございました。 延岡市空き家に附属した農地の指定の第1号ということになります。よろしく願いしておきます。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事務局	それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。報告第1号 農地法第4条の届出についてです。この報告は、自己所有農地の転用となっています。議案書は21ページに記載されています。3件の届出があり、田が1筆の132㎡、畑が1筆の152㎡、宅地が2筆の602.40㎡、合計4筆の886.40㎡の転用となっております。 なお、この報告のうち、宅地2筆、602.40㎡につきましては、登記地目は宅地ですが、現況が畑でありましたので、転用申請地を農地と判断し申請を受理しました。 次に、報告第2号 農地法第5条の届出についてです。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の23ページに記載されています。全部で5件の届出があり、田が3筆の537㎡、畑が4筆の974㎡、合計7筆の1,511㎡の転用となっております。 次に、報告第3号 農地法第18条第6項の通知についてご説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の25ページに記載されています。3件の届出があり、畑が4筆の3,827㎡となっております。 最後に、報告第4号 農地法第3条の3第1項の届出についてご説明致します。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。議案書の27ページから28ページに記載されています。 全部で4件の届出があり、田が10筆の3,430㎡、畑が7筆の503㎡、合計17筆の3,933㎡となっております。この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。
議長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようですので次に入りたいと思います。 本日、追加で提案されました、協議第1号、延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について総合農政課より説明をお願いします。
総合農政課	協議第1号、農振地域整備計画の変更について説明致します。変更内容は農用地区域からの除外となります。申請地は天下町、用途区分は現在農地となっております。農振上の用途区分は畑となっておりますが、現況地目は宅地となっております。面積は198.41㎡です。 変更理由はクレアパーク延岡工業団地第1工区開発に伴う駐車場整備で、事業計画者は延岡市商工観光部工業振興課となっております。農地法上の処理は既に転用しての宅地化、追認の案件になりますので、農地法上の処理についてはありません。 申請地については農用地区域内の農振の除外となりますので、理由はクレアパーク延岡工業団地第1工区に立地している企業の従業員が利用する駐車場の整備に伴う農用地の除外申請となっております。

	<p>除外要件については、この計画については事業実施に対して必要最低限の面積となっています。隣接地は山林原野化されており、再生不可能な農地であると非農地判断されている農地になります。</p> <p>周辺農地への農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れ、及び土地改良施設の機能を損なう恐れがないことも確認済となっております。</p> <p>つきましては本計画については農用地区域から除外することが妥当と判断しました。説明は以上です。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、協議案件について総合農政課から説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、案件番号1番につきまして農用地区域から除外するという事でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>全員の承認を頂きましたので農用地からの除外申請ということで挙げたいと思います。</p> <p>以上を持ちまして第1回、定例農業委員会のすべてを終了いたします。</p> <p>この後、冒頭に説明しました様に、宮崎県スタンバイ農地事業につきまして、宮崎県農業振興公社の方から研修をして頂く予定となっておりますので、よろしくお願い致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

2 番 井 本 みつよ

19 番 佐 藤 純 子